

志布志市国民健康保険税条例の改正内容

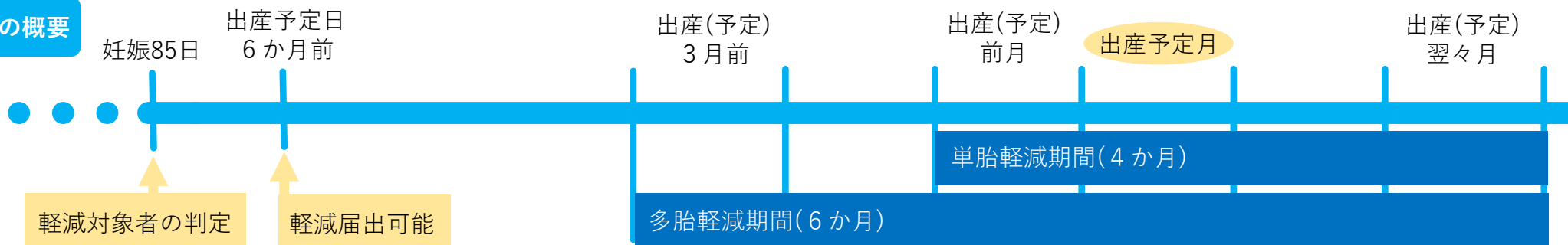
志布志市国民健康保険税条例

産前産後期間の保険税免除措置

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の被保険者均等割額及び所得割額を減額する。

条文	施行日
第25条第3項／第29条／第30条／第31条／第32条	R6.1.1

措置の概要



○対象となる方

妊娠85日以降に出産（出産予定）の方

※死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産の場合も対象

※令和5年度は令和5年11月1日以降に出産（出産予定）の方が対象

○免除となる保険税

出産する方の所得割額と均等割額

○免除となる期間

単胎妊娠：出産（予定）日が属する月の前月から4か月間

多胎妊娠：出産（予定）日が属する月の3か月前から6か月間

※賦課は年度単位且つ期割で行っているため、相当額を減額するものの、実際の納期とは一致しない

○届出について

出産予定日の6か月前から届出可能

※市は妊娠届出書提出時の案内や国保資格確認時の把握等を実施

※免除分は公費負担（国1/2、県1/4、市1/4）

〈参考〉令和4年度実績に基づく試算：対象者18名 免除額423,700円

〈参考〉志布志市国民健康保険税の概要（令和5年度）

○保険税の税率・税額及び課税限度額

区分	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分	合計
所得割税率	8.2%	2.8%	3.0%	14.0%
均等割額 (未就学児)	20,000円 (10,000円)	7,000円 (3,500円)	9,300円 (-)	36,300円 (13,500円)
平等割額	21,500円	6,500円	5,300円	33,300円
課税限度額	650,000円	220,000円	170,000円	1,040,000円

※介護保険分は40歳以上65歳未満の加入者が対象

○軽減制度

所得により7割、5割、2割の軽減措置有り